

# 表彰選考委員会規程

## 第1条〔目的〕

本規程は、一般社団法人ホッケージャパンリーグ（以下「Hリーグ」という）表彰規程に基づく受賞者の選任にあたり、その候補者を選考する諸手続きについて定める。

## 第2条〔定義〕

本規程において、受賞者とは、表彰規定に基づき委員会が選出するクラブおよび個人を指すものとする。

## 第3条〔表彰選考委員会の設置〕

- (1) 受賞候補者を選考するため、「表彰選考委員会」（以下「委員会」という）を設置する。
- (2) 委員会は、第4条2項に基づく発足時から第5条に基づく理事会への答申時まで存続する。
- (3) 委員会の運営を円滑に行うため、「表彰選考委員会事務局」（以下「事務局」）をHリーグに置き、事務局長がその長を務める。

## 第4条〔委員会〕

- (1) 委員会を構成する委員はチェアマンが以下の者から指名し、理事会の承認を得て委嘱する。
  - ① 理事
  - ② 実行委員
  - ③ 前2号のほか、チェアマンが委員として適任であると評価した者
- (2) チェアマンは受賞候補者の答申を行う理事会の3か月前を目途に委員会を発足させるものとする。
- (3) 委員は5名以上10名以下とし、このうち実行委員は過半数を超えてはならない。
- (4) 委員会には委員長1名を置くものとし、委員長は、委員の互選により定める。
- (5) 委員は再任を妨げない。

## 第5条〔委員会の目的〕

- (1) 委員会は、受賞者の決定を行う理事会に付議する議案を決定する理事会までに、委員会の決定により選出された受賞候補者を理事会に答申する。
- (2) 委員会は、次シーズンにおける受賞候補者の具体的な選出方法および手順について、前号の理事会までに案を作成し、理事会に答申する。

## 第6条〔委員会の開催〕

- (1) 委員会は、その発足後速やかに開催するものとし、以後、第5条に定める理事会への答申を行うために必要に応じて適宜開催するものとする。
- (2) 委員会は、委員長が招集する。ただし、他の委員が招集することを妨げない。
- (3) 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故あるときまたはやむをえない事由により委員長が欠席する場合は、出席委員が協議のうえ、これを定める。
- (4) 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。
- (5) 委員会への代理出席および書面による委任は、いずれも認めないものとする。

## 第7条〔受賞候補者選考基準〕

- (1) 受賞候補者の選考基準は以下のとおりとする。
  - ① 最優秀選手賞(MVP)は、優秀選手賞候補者の中からリーグの模範となる男子選手および女子選手それぞれ1名を候補者とする。
  - ② 優秀選手賞(ベストイレブン)は、ポジション別(FW、MF、DF・GK)に以下の手順で候補者を選出する。
    1. 試合毎に両チームの監督がポジション毎に候補選手を選出する。ただし、勝利チーム(SO 勝ち含む)は、自チームからポジション毎に1名ずつおよび相手チームから1名を選出できるものとし、敗者チーム(SO 負け含む)は、自チームから1名および相手チームからポジション毎に1名ずつ選出できるものとする。
    2. 1の結果を集計し、「FW、MF、DF」ごとにポイント上位各3名を候補者とし、残り1名はポジションに関係なく、選出されていない上位の者を候補者とする
    3. 上記1 および2 で候補者が規定人数を超えて同ポイントの場合は、最終順位の上位クラブに所属する選手を選出する。ただし、同クラブの場合は同クラブの監督が当該候補者の中から選出した者を候補者とする
    4. GKは、所属するクラブの成績および総失点数ならびに上記1の集計結果に基づいて候補者を選出する。ただし、候補者となるGKは当該リーグ全試合の半分以上の試合に出場しているものとする。
  - ③ 最優秀新人賞は、以下の手順で候補者を選出する。
    1. 試合毎に両チームの監督が勝敗に関わらず、新人選手に該当する者の中から試合毎に候補選手を1名ずつ選出できる。
    2. 1の結果を集計し、序列1位の者を候補者とする
  - ④ 最優秀審判員賞(ベストアンパイア)は、試合毎に両チームの監督が候補審判者を選出し、集計得票数に各チームからのアンパイアリング定性評価を加味し、男性審判員ならびに女性審判員それぞれを候補者として選出する。
  - ⑤ フェアチーム賞は、男子リーグおよび女子リーグそれぞれにおいて、累積カードの傾斜得点の最も少ないチームを候補クラブとする。傾斜得点の計算方法は以下の通りとする。
    1. グリーンカード合計数×1点、イエローカード合計数×3点

2. 傾斜得点と同点の場合は、イエローカードが少ないチームを候補クラブとする。
  3. 2においても同点の場合は、当該クラブそれぞれを候補クラブとする。
- (2) 前項にかかわらず、レッドカードのペナルティを受けた選手および選手の所属するクラブは、候補者から除外とする。

#### 第8条〔議事録の作成〕

委員会の議事録につき、原則として事務局が議事録を作成し、Hリーグに保管する。

#### 第9条〔改 廃〕

本規程の改廃は、理事会の議決に基づきこれを行うものとする。

#### 第10条〔施 行〕

本規程は、令和2年7月29日から施行する。

〔制 定〕

令和2年7月29日